

令和 2 年 No.58

○東京学芸大学施設の有効活用に関する規程の一部を改正する規程の制定

制定理由

スペースチャージ制度の導入に伴い，所要の改正を行うものである。

承認経過

令和 2 年10月30日 施設整備会議 審議・承認

令和 2 年11月25日 教育研究評議会 審議・承認

東京学芸大学施設の有効活用に関する規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

令和 2 年11月26日

国立大学法人東京学芸大学長

國 分 充

令和 2 年規程第33号

東京学芸大学施設の有効活用に関する規程の一部を改正する規程

東京学芸大学施設の有効活用に関する規程（平成12年規程第 7 号）の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

東京学芸大学施設の有効活用に関する規程の一部改正について

改正理由：スペースチャージ制度の導入に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 第4章 全学共通利用スペース (確保の原則) 第9条 施設の新営及び大型改修を行う場合、全学的な施設の有効活用を図るため、一定割合の全学共通利用スペースを確保すべきものとする。 2 新営により確保する全学共通利用スペースの面積は、原則として当該新営面積の20%を目途とする。ただし、全体面積が小規模又は特殊な用途を目的とする場合等はこの限りでない。 3 新営建物等への移行に伴って生じた移行跡スペースは、原則として全学共通利用スペースに充てるものとする。 4 退職者が使用していたスペースは、原則として全学共通利用スペースに充てるものとする。ただし新規採用者がある場合は、これを配分する。 <u>(スペースチャージ制度)</u> <u>第9条の2 施設の使用に係る全学的なコスト意識の下に、スペースの保有量の最適化等を促進するため、全学共通利用スペースにおいてスペースチャージ制度を実施する。</u> <u>2 学長は、全学共通利用スペースの使用目的に応じ、使用代表者から、使用料を徴収することができる。</u> (用途決定) 第10条 全学共通利用スペースの使用内容、<u>使用者、使用期間及び使用料等</u>については、調査に基づいた全学的な狭隘状況及び教育研究ニーズの動向等を総合的に勘案し、学長が定める。 〔省略〕 附 則 <u>この規程は、令和2年11月26日から施行し、令和3年度全学共通利用スペースの使用から適用する。</u>	〔省略〕 第4章 全学共通利用スペース (確保の原則) 第9条 施設の新営及び大型改修を行う場合、全学的な施設の有効活用を図るため、一定割合の全学共通利用スペースを確保すべきものとする。 2 新営により確保する全学共通利用スペースの面積は、原則として当該新営面積の20%を目途とする。ただし、全体面積が小規模又は特殊な用途を目的とする場合等はこの限りでない。 3 新営建物等への移行に伴って生じた移行跡スペースは、原則として全学共通利用スペースに充てるものとする。 4 退職者が使用していたスペースは、原則として全学共通利用スペースに充てるものとする。ただし新規採用者がある場合は、これを配分する。 (用途決定) 第10条 全学共通利用スペースの使用内容、<u>使用者及び使用期間等</u>については、調査に基づいた全学的な狭隘状況及び教育研究ニーズの動向等を総合的に勘案し、学長が定める。 〔省略〕